

二次募集

令和8年度に学校体育施設開放に登録を希望する団体の皆様へ

東浦町は、より多くの住民の皆様にはスポーツを楽しんでいただけるよう学校の体育施設を開放しています。

令和8年度の登録の時期は終了しましたが、空いている施設・時間に限り再度募集をいたします。下記の注意事項及び「[学校体育施設開放の手引き](#)」を熟読したうえで、利用についてご相談ください。

なお、本募集は「[過去に学校体育施設開放](#)」を利用したことがある団体のみが応募可能です。新規団体の募集は行っておりませんのでご了承ください。

記

1 必要書類

- (1) 様式1 「開放施設利用団体登録申請書」 1部
- (2) 様式2 「開放施設利用団体登録者名簿」 1部
- (3) 様式6 「開放施設利用計画書」 1部
- (4) 傷害保険の保険加入に関する写し

※保険加入に関する写しのご提出時期につきましては、4月以降許可証を受け取ってから30日以内。

2 提出期限 2026年3月27日(金) 17時15分まで必着

※期限を過ぎた後の申請は認められません。

3 提出方法

- (1) 東浦町ホームページから申請書等をダウンロードし作成。

https://www.town.aichi-higashiura.lg.jp/soshiki/manabi/sports_1/boshu/16006.html



- (2) 東浦町学び支援課（メディアス体育館ひがしうら内）へ提出

※平日9時から17時までの間にお越しください。これ以外の時間は原則受け付けられません。

4 申請上の注意事項

- (1) 令和8年度の役員（成人）及びメンバーを記入すること。

※予定でも構いません。

- (2) 登録及び利用条件

ア 年間を通じて定期的に活動ができること。

イ 常時10名以上で活動できる団体で、かつ東浦町在住・在勤・在学者が8割以上いること。**※登録者以外の方、未成年者のみの利用はできません。**

ウ 傷害保険（個人・団体は問いません）に加入していること。

※学校開放利用時は、町のふれあい制度の適用になりません。

※施設確保及び営利目的での利用は認めません。

(3) 活動場所などの調整について

他の団体と活動場所・時間と重なる場合は、基本的に

5 その他

電話でお問い合わせいただく場合は、平日 午前8時30分から午後5時15分までをお願いします。

<問合せ先>

〒470-2104

知多郡東浦町大字生路字狭間 80 番地

（メディアス体育館ひがしうら 内）

東浦町学び支援課

電話：0562-83-8333